

新型コロナウイルス感染症対策に関する

『直方市 国 県等支援金申請サポートセンター』

開設期間延長のご案内

直方商工会議所では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者向けの国・福岡県の給付金・協力金・支援金等をより多くの事業者の皆様確実にお届けできるよう『サポートセンター』を開設しており、開設期間を下記の通り延長することといたしました。

行政の給付金や協力金等は多岐に亘りますが、どのような給付金等があるのか、何に該当するのか等の**ワン・ストップ**でご相談から**申請まで**常駐する**専門家が無料でサポート**いたしますので、ご利用頂きますようご案内いたします。

【直方市 国 県等支援金申請サポートセンター】

開設期間

令和3年 **5月31日** (月) まで (期間延長)

※土・日・祝祭日を除く午前10時～16時

サポート会場

直方商工会議所 4階 特設会場

対象者

直方市内で事業を営む方
直方市在住で他の地区で事業を営む方

ご相談は

①感染防止のため**お電話での完全予約制**と致します。

フリーダイヤル **0120-513-553**

にお電話いただき日時のご予約をお願い致します。

②**パソコン・スマートフォン**をお持ちの方は**ご持参下さい**。

③予約されたご相談当日に高熱や倦怠感など体調が優れない方は、
相談日の変更を承りますので、ご無理をなさらずご連絡をお願い致します。

④来所時には、直方商工会議所が別に定める「来所される方への対応」の
遵守をお願い致します。(ホームページに掲載)

申請サポートの対象となる事業者向け給付金については、裏面をご覧ください。

申請サポートの対象とする事業者向け給付金の一覧

国

一時支援金

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額：中小法人等は上限**60**万円。個人事業者等は上限**30**万円。
(申請期限：5月31日)

福岡県感染拡大防止協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

★昼間のみに営業を行っているなど、下記の福岡県感染拡大防止協力金の支給対象になっていない飲食店でも、給付対象になり得ます。

※詳しくは、こちら (https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html) をご確認ください。

県

福岡県感染拡大防止協力金

給付額：【第2期】令和3年2月8日(月)～2月28日(日)
6万円×最大21日(営業時間短縮要請に応じた日数)=126万円

給付額：【第3期】令和3年3月1日(月)～3月7日(日)
4万円×最大7日(営業時間短縮要請に応じた日数)=28万円

給付額：【第4期】令和3年3月8日(月)～3月21日(日)
4万円×最大14日(営業時間短縮要請に応じた日数)=56万円
(申請期限：4月21日)

※詳しくは、こちら (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-info.html>) をご確認ください。

福岡県中小企業者等一時支援金

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が30%～50%未満減少**していること

給付額：中小法人等は上限**15**万円。個人事業者等は上限**10**万円。
(申請期限：5月31日)

※3月12日現在、詳細は未定です。

当所サポートセンター(フリーダイヤル0120-513-553)までお問い合わせください。

※今後、改訂される可能性がございます。(2021年3月12日時点)